

村山市行財政改革推進プラン2022

〔令和4～8年度〕

令和4年3月

村 山 市

目 次

第1章 行財政改革に係る現状等	1
1 行財政改革に係るこれまでの取組と成果（平成17年度～令和3年度）	1
2 本市を取り巻く現状と課題	4
(1) 人口に係る現状と課題	4
(2) 公共施設の管理に係る現状と課題	5
3 国における行財政改革に係る動向	5
4 財政収支と職員数の見通し	6
(1) 財政収支の見通し	6
(2) 職員数の見通し	7
第2章 行財政改革の基本方針等	8
1 新たな行財政改革の必要性	8
2 プランの位置付け	8
3 プランの期間	8
4 プランの進行管理	8
5 行財政改革の基本的な考え方と今後の市政運営	9
(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の反映	9
(2) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進	9
(3) 新型コロナウイルス感染症への対応	9
(4) 基本方針及びプログラム	10
取組項目	別表
基本方針1	効率的な行政サービスの推進
基本方針2	持続可能な財政基盤の構築
基本方針3	人材育成と組織体制の構築

第1章 行財政改革に係る現状等

1 行財政改革に係るこれまでの取組と成果（平成17年度～令和3年度）

本市では、自立した市政運営を行うため、平成17年1月に「村山市自立発展計画（村山市集中改革プラン）」を策定し、本格的な行財政改革の取り組みを始めました。

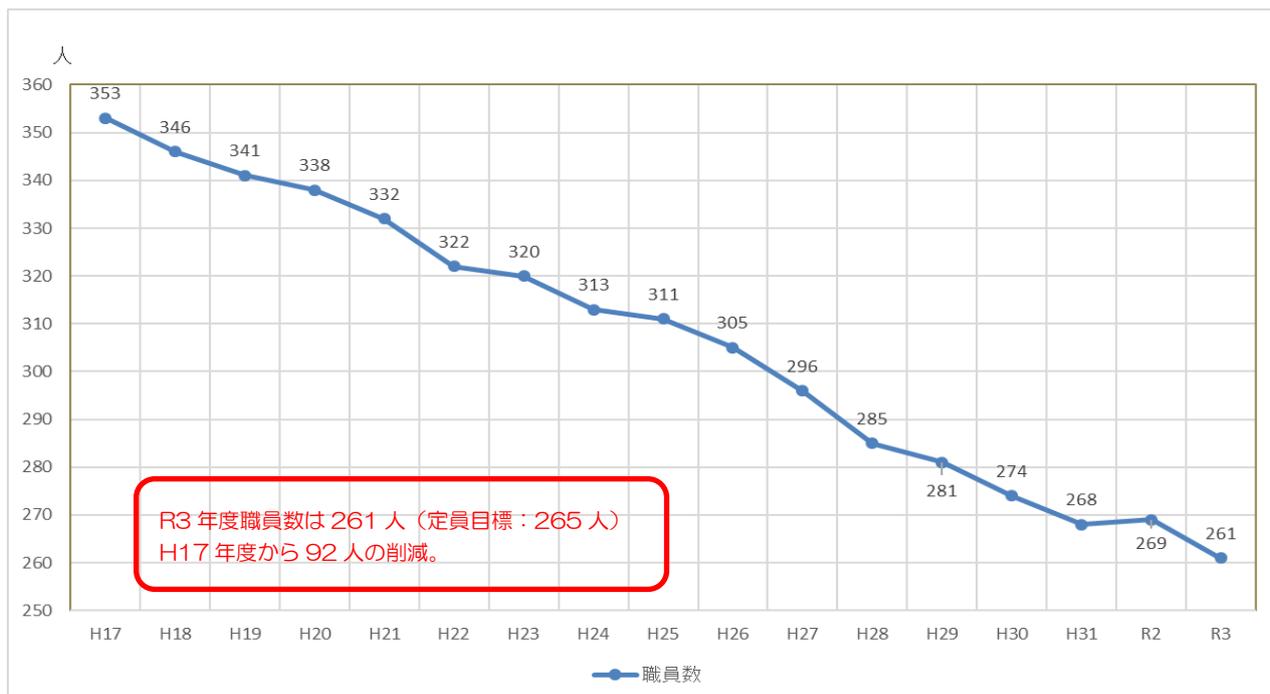
その後、平成22年3月に「村山市集中改革プラン（第2次）」、平成29年3月に「第3次村山市行財政改革プラン」を策定し、更なる行財政改革を推進してきました。

第3次村山市行財政改革プランにおいては、「業務改革」、「財政改革」、「組織改革」の3つを基本方針とし、業務改革では保育園及び児童センターの統合や民営化、財政改革では投資的事業の見直しやふるさと納税の推進などによる財政の健全化、組織改革では職員の定員管理の適正化や職員研修の充実などに取り組んできました。

策定期期	名称	計画期間
平成17年1月	村山市自立発展計画 (村山市集中改革プラン)	平成17年度～21年度
平成22年3月	村山市集中改革プラン【第2次】	平成22年度～26年度
平成29年3月	第3次村山市行財政改革プラン (村山市集中改革プラン【第3次】)	平成29年度～令和3年度

【図1 職員数の推移】

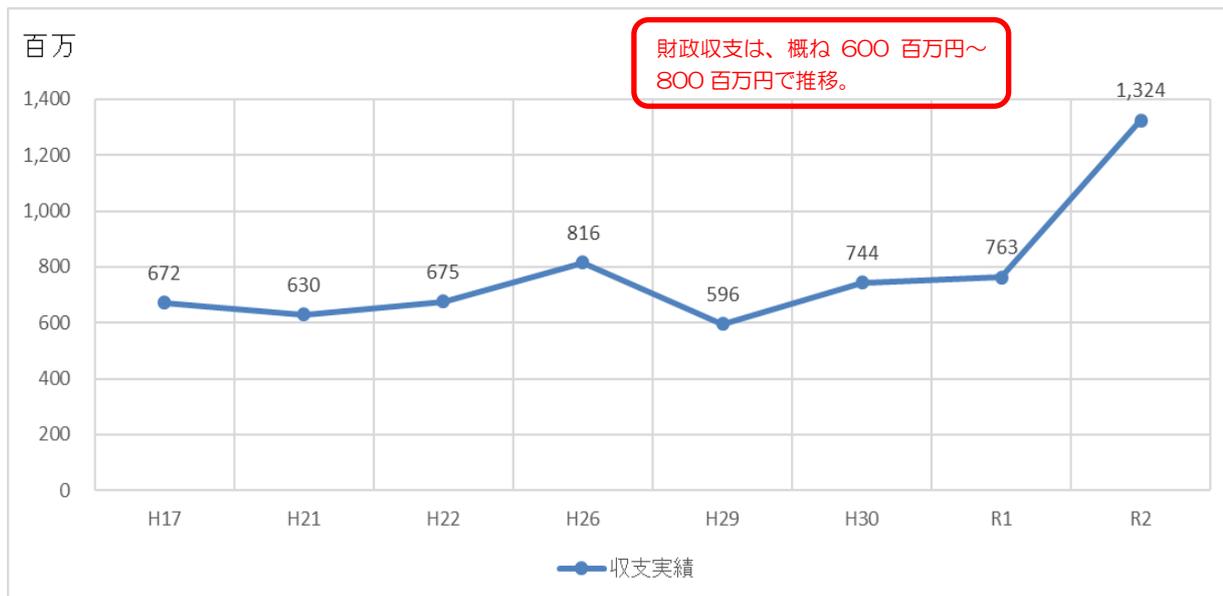
平成17年度からの村山市自立発展計画（村山市集中改革プラン）等により職員数の削減に努め、定員目標265人に対し令和3年度において261人と、定員管理の適正化に取り組みました。



※「職員数」は、各年4月1日現在における総数（北村山広域行政事務組合へ出向している職員を除く）。

【図2 財政収支の推移】

令和2年度の財政収支は1,324百万円で、それ以外は600百万円～800百万円程度で推移しています。

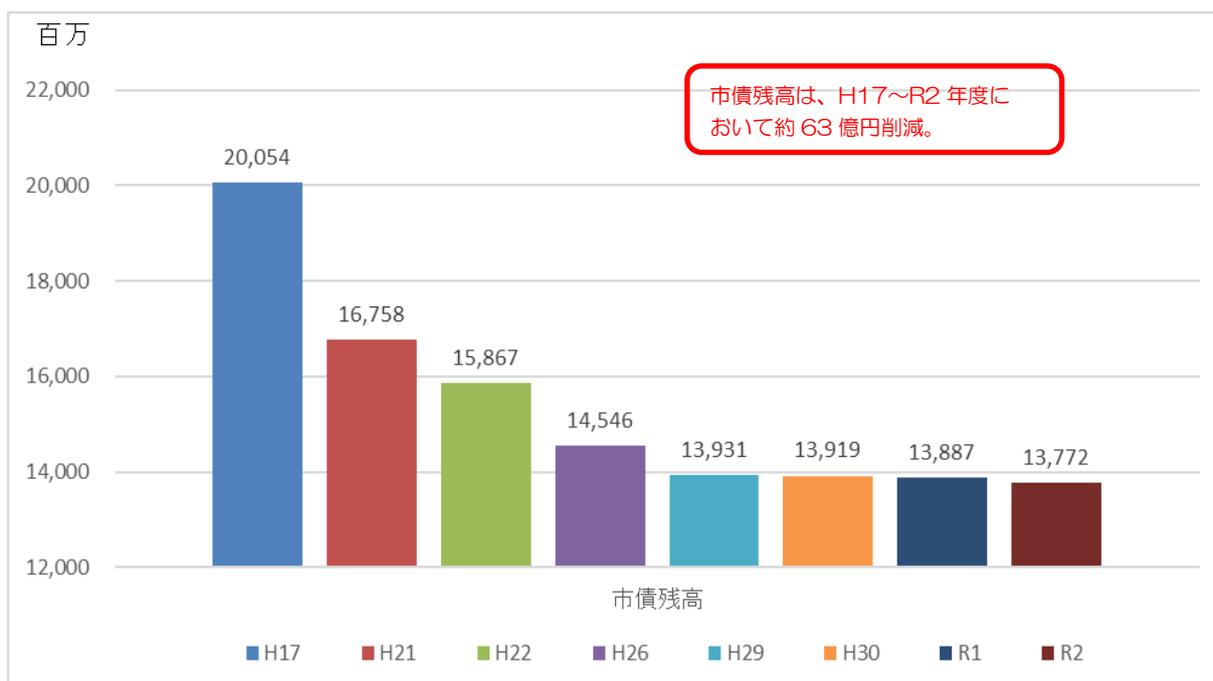


(単位:百万円)

プラン 年度	第1次プラン		第2次プラン		第3次プラン			
	H17	H21	H22	H26	H29	H30	R1	R2
歳入実績	11,783	12,956	11,757	13,057	13,869	14,028	13,612	18,875
歳出実績	11,111	12,326	11,082	12,241	13,273	13,284	12,849	17,551
収支実績	672	630	675	816	596	744	763	1,324

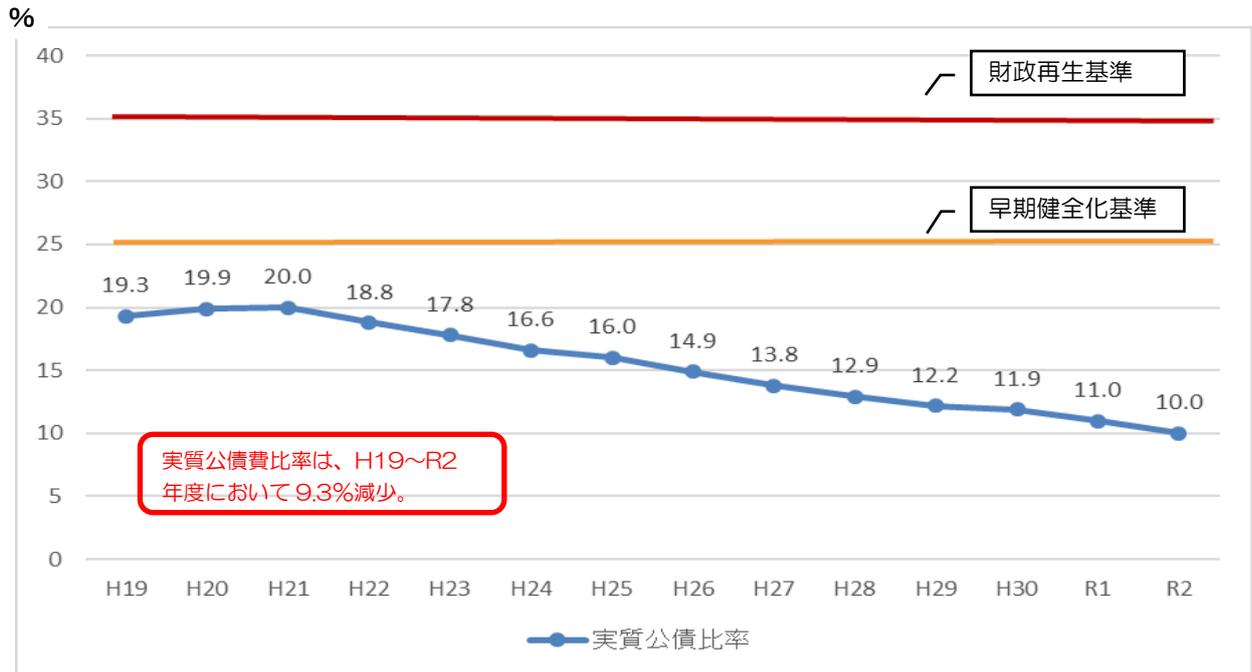
【図3 市債残高の推移】

令和2年度の市債残高は13,772百万円で、平成17年度と比較して6,282百万円減少しており、減少傾向が続いています。



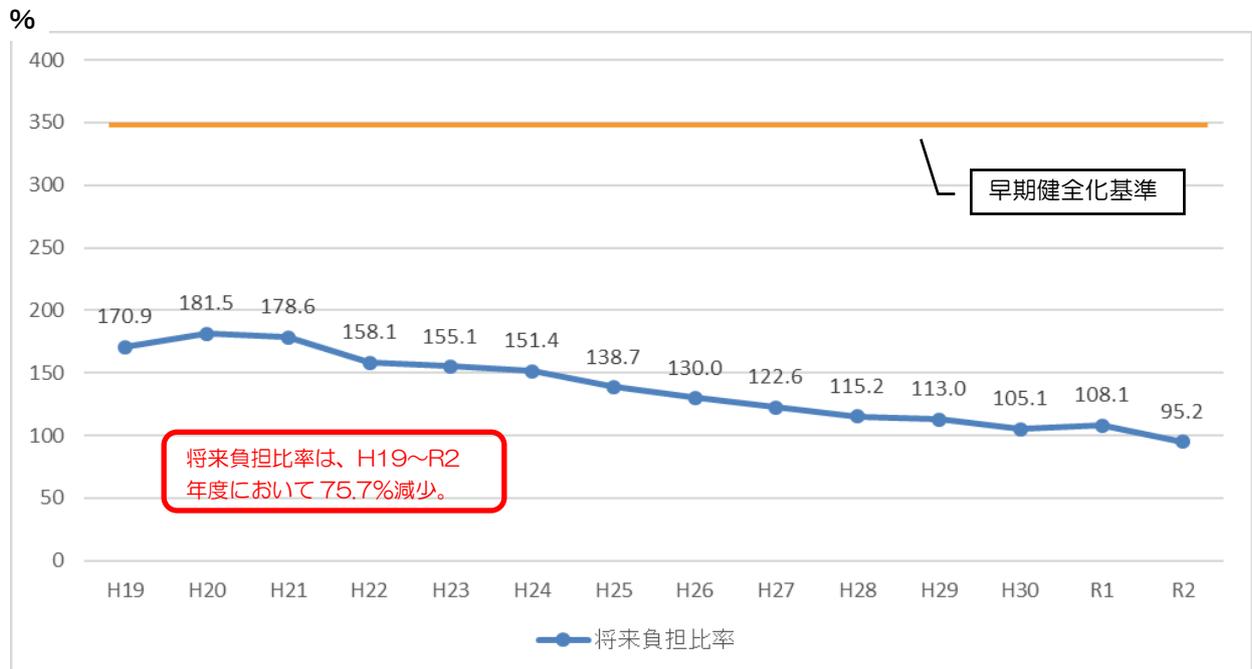
【図4 実質公債費比率の推移】

令和2年度の実質公債費比率は10.0%で、平成19年度と比較して9.3%減少となっています。



【図5 将来負担比率の推移】

令和2年度の将来負担比率は95.2%で、平成19年度と比較して75.7%減少しました。実質公債費比率と同様、ゆるやかな減少傾向を保っています。



※健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」(以下「健全化法」)により、平成19年度の決算に基づくものから公表が義務付けされた。

※健全化法は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための制度を整備したものである。

〔実質公債費比率〕一般会計などの財政規模に対する借金返済の割合を示す(公営企業分含む)もので、地方公共団体の資金繰りの危険度についての指標。

〔将来負担比率〕一般会計などの財政規模に対する現在抱えている負債の大きさを示すもので、将来の財政を圧迫する可能性についての指標。

2 本市を取り巻く現状と課題

(1) 人口に係る現状と課題

本市の人口は、昭和22年の42,777人をピークに減少が続き、令和2年10月の国勢調査では、人口が22,516人となり、ピーク時から20,261人減少しています。減少率は平成27年の国勢調査時から8.8%、ピーク時から47.4%の減となっています。65歳以上の高齢者率は、昭和55年の13.8%から令和2年では39.6%となり、老年人口が増加を続ける一方で、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（15歳未満）の減少に歯止めがかからない状態となっています。

また、社人研の公表人口データ（平成30年）を基にした人口推計では、令和27年で約13,000人になる見通しとなっており、将来にわたり安定的な市政運営を進めていくためには、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。

【図6 人口の推移と推計】



【表1 人口の推移】

区分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口総数(人)	32,324	32,204	31,589	30,506	29,586	28,192	26,811	24,684	22,516
15歳未満(人)	6,108	6,162	5,776	5,027	4,341	3,702	3,232	2,675	2,193
15～64歳(人)	21,740	20,910	19,916	18,404	17,040	16,078	15,107	13,376	11,415
65歳以上(人)	4,476	5,132	5,897	7,075	8,205	8,412	8,472	8,633	8,908
人口増加率(%)	—	△ 0.4	△ 1.9	△ 3.4	△ 3.0	△ 4.7	△ 4.9	△ 7.9	△ 8.8
高齢化率(%)	13.8	15.9	18.7	23.2	27.7	29.8	31.6	35.0	39.6

資料 昭和55年～令和2年:総務省統計局『国勢調査』

令和7年～令和27年:国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』を基にした人口推計。

(2) 公共施設の管理に係る現状と課題

本市では、拡大する行政需要や市民ニーズの高まりに対応するため、これまで多くの公共施設を建設していきました。

これらの施設は、主に高度経済成長期以降、急速に整備されたものであり、今後一斉に老朽化が進み更新時期を迎えることとなります。また、道路や橋梁等のインフラ施設についても、すでに更新時期を迎えている施設が多数存在し、公共施設と同様に老朽化対策が必要となっています。

施設の更新や大規模改修には多額の費用を要することから、すべての公共施設をこれまでと同様に管理・運営していくことは非常に困難な状況です。また、人口減少の進展に伴い、公共施設の必要性が変化していくものと考えられます。

このため、施設の老朽度や利用状況、市民ニーズを的確に把握し、統廃合や複合化、計画的な整備の実施などにより、施設保有量の適正化を進める必要があります。

これまで、勤労青少年ホームや新町・しろはと保育園等の保育施設、消防施設など 24 施設において廃止や統合、譲渡等を実施し、施設の適正管理に努めてまいりました。

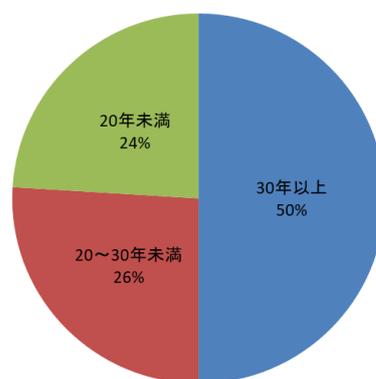
【表2 公共施設の管理状況(近年の主なもの)】

公共施設	管理状況
保育施設	統合、譲渡(9施設→3施設)
河島山地区交流センター	譲渡
勤労青少年ホーム	廃止
山の内農民研修センター	廃止

【表3 施設類型別築年数別施設数】

施設類型	30年以上	20~30年未満	20年未満	合計
市民文化系施設	9	6	3	18
社会教育系施設	0	4	1	5
スポーツ・レクリエーション系施設	6	4	2	12
学校教育系施設	5	1	3	9
子育て支援施設	2	1	1	4
保健・福祉施設	3	0	0	3
行政系施設	27	7	14	48
公営住宅	2	2	1	5
公園	3	7	8	18
その他	4	5	1	10
上水道施設	16	1	3	20
下水道施設	0	2	0	2
合計	77	40	37	154

【図7 築年数別施設数割合】



【出典】各課作成データ

3 国における行財政改革に係る動向

国は、令和3年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」（いわゆる「骨太の方針」）において、脱炭素化やデジタル化の加速を推進するとしています。デジタル化については、デジタル人材の育成とともに全ての人に恩恵が行き渡る社会を構築するという目標を示しています。

同じく令和3年6月に閣議決定した「規制改革実施計画」においても、書面、押印、対面手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入に取り組むとしており、本市においても適切に対応することが求められています。

4 財政収支と職員数の見通し

(1) 財政収支の見通し

令和3年度の決算見込みを基に、今後5年間の財政収支見通しを以下のとおり試算しました。歳出・歳入の見直しを中心に行財政改革を推進することにより、各年度における収支の黒字及び財政健全化を図ります。

【表4 今後5年間の財政収支の見通し】

(単位:百万円、%)

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8
歳入合計	19,948	16,209	16,445	15,823	16,043	15,723
市税	2,279	2,332	2,321	2,283	2,279	2,165
地方交付税	5,315	5,030	5,053	4,897	5,047	4,946
国県支出金	4,567	2,467	2,867	2,467	2,467	2,344
財産収入・寄附	1,951	1,534	1,521	1,521	1,521	1,521
市債	1,618	1,329	1,300	1,350	1,350	1,283
その他	4,218	3,517	3,383	3,305	3,379	3,464
歳出合計	19,434	15,851	16,240	15,469	15,522	15,212
人件費	2,497	2,485	2,492	2,499	2,506	2,531
扶助費	2,353	1,795	1,777	1,804	1,831	1,849
公債費	1,340	1,422	1,435	1,528	1,530	1,538
物件費	2,425	2,117	2,011	2,021	2,031	2,041
補助費等	2,738	2,314	2,209	2,211	2,213	2,224
投資的経費	3,550	2,167	2,729	1,802	1,802	1,811
繰出金	1,194	1,162	1,177	1,192	1,207	1,205
その他	3,337	2,389	2,410	2,412	2,402	2,013
収支	514	358	205	354	521	511
市債残高(一般会計)	13,857	14,056	13,937	13,691	13,412	13,144
基金残高(全基金)	3,092	2,764	3,055	2,960	2,900	2,755
実質公債費比率	9.0	8.6	8.5	8.8	9.1	8.6
将来負担比率	82.9	85.3	82.2	80.1	78.1	74.2

※歳入は、市税の人口や資産評価の増減、投資的経費に係る国県支出金の増減等を見込みました。

※寄附金については、令和4年度と同程度を見込みました。

※歳出は、人件費の増、公債費償還予定額、投資的経費の事業実施計画の増減等を見込みました。

(2) 職員数の見通し

令和3年4月1日時点の職員定数目標 265 人を基準として、今後5年間の職員数の見通しを以下のとおり設定しました。

令和4年4月1日以降における職員数については、引き続き業務改善を推進しながら、定年延長後の職員年齢層のバランスを考慮に入れ、適正化を図ります。

各職場における男性職員の育児休暇取得の推進など、子育て支援やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場の環境づくりを進めます。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症や大規模災害など、不測の事態への対応も考慮した組織体制づくりに取り組み、必要とすべきところに的確な人員を配置し、デジタル行政の推進や市民サービスの向上に向けた見直しを行います。

【表5 今後5年間の職員数の見通し】

(単位:人)

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9 (参考)	期間増減計
職員数	261	260	265	269	265	269	265	
対前年度増減	-	△ 1	5	4	△ 4	4	△ 4	4

※「職員数」は、各年4月1日現在における総数(北村山広域行政事務組合へ出向している職員を除く)。

1 新たな行財政改革の必要性

「第5次村山市総合計画後期基本計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を確実に推進するため、これまでの行財政改革の取組を踏まえつつ、行財政改革推進プラン2022を策定します。

行政事務の複雑化・多様化、またコロナ禍においても効率的に行政サービスを提供するため、時代に即した取組を進めます。

2 プランの位置付け

本プランは、本市の最上位計画である「第5次村山市総合計画」において、「第5章 みんなが参画、みんなで創造」－「第2節 市民目線に立った行財政改革」－「①市民に開かれた健全な行財政運営」及び「②行政サービスの向上と人材育成」に位置付けられています。

3 プランの期間

本プランの計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 プランの進行管理

本プランの各プログラムについては、毎年度、担当部署において進捗状況を確認するものとします。

また、「第5次村山市総合計画」やアクションプランとの整合性を取りながら進めることとし、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。

5 行財政改革の基本的な考え方と今後の市政運営

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の反映

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、2030年(令和12年)を年限とする国際社会全体で取り組む目標であり、2015年(平成27年)の国連サミットで採択されました。SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、「貧困をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」「パートナーシップで目標を達成しよう」など、17のゴール(目標)が設定されています。

また、国が策定した「SDGs実施指針」では、地方自治体が各種計画等の策定や改訂に当たる際は、SDGsの要素を最大限に反映することを奨励しており、このことを踏まえ、本プランの策定においてもSDGsの反映に努めます。



(2) 自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進

全ての自治体が、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていくため、総務省は令和2年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」を策定しました。

この計画では、デジタル技術やAI、データ等を活用することで、住民の利便性を向上させるとともに業務効率化を図るなど、人的資源を行政サービスの向上につなげていくことが求められています。本市においても、行政手続のオンライン化やテレワークの推進、自治体情報システムの標準化などにより、市民サービスの向上とデジタル化による業務効率化を図ってまいります。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

社会全体が急激な変化を迎え、これまでの行政サービスを維持しながらも新しい時代に対応したサービスを提供していくためには、市民のニーズを把握するとともに、より踏み込んだ改革が必要となってきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止と業務継続を両立することが重要となるため、非接触型の行政手続きやSNSを活用したサービス、オンライン会議、テレワーク等の取組について、今後、急速に進むことが見込まれます。

(4) 基本方針及びプログラム

①効率的な行政サービスの推進

行政手続における押印の見直しやキャッシュレス決済機能の導入、各種証明書のコンビニ交付の検討など、行政のデジタル化により市民の利便性向上と業務の効率化を図ります。また、各種申請・届出手続や市民の相談対応業務、庁内外における会議等においてもオンライン化を進め、オンラインの利用拡大とともに効率的な行政サービスを推進します。

②持続可能な財政基盤の構築

市債残高の削減や継続した宅地整備により、健全な財政運営と安定した税収確保、定住人口の拡大を図ります。加えて、民間委託等の推進やふるさと納税による自主財源の確保などにより、持続可能な財政基盤を構築します。

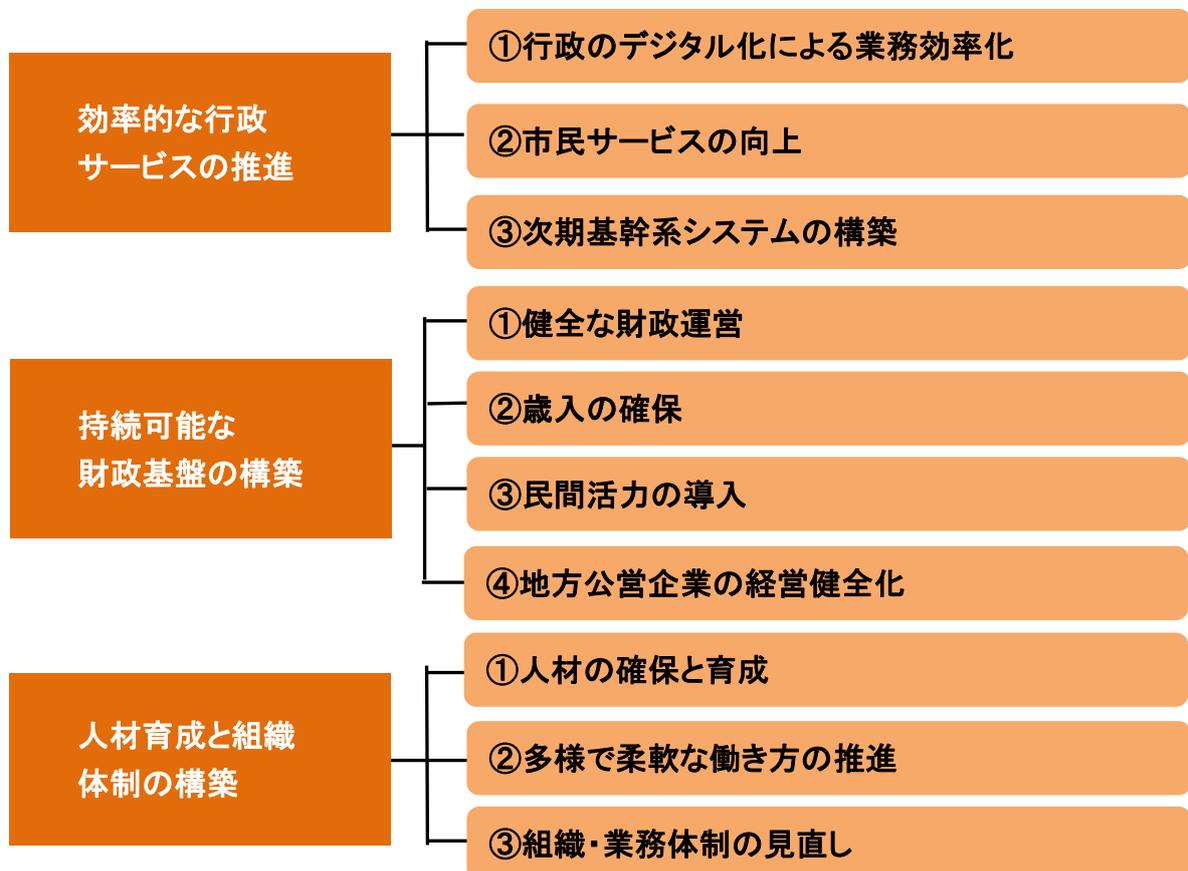
③人材育成と組織体制の構築

複雑化、高度化する行政需要に対応するため、多様な人材を確保するとともに職員の更なる資質向上を図ります。また、変化する市民ニーズや社会情勢に対応していくための組織体制を構築します。

※取組項目は別表のとおり。

【基本方針】

【プログラム】



別 表

プログラム	No.	取組項目	取組内容
① 行政のデジタル化による業務効率化	1	行政手続における押印の見直し	申請書等への押印の必要性を精査し廃止を進め、行政手続の簡素化を図る。
	2	キャッシュレス決済の推進	庁内窓口や施設窓口にキャッシュレス決済機能を導入することで、市民サービスの向上を図る。
	3	各種証明書のコンビニ交付の推進	住民票及び印鑑証明書のコンビニ交付について検討する。
	4	行政手続のオンライン化の推進	オンライン申請ができる行政手続の拡充と利用率の向上を図る。
	5	オンライン会議の推進	庁内におけるWeb会議、市民の相談対応業務などオンラインで実施することができる業務の拡大を図る。
② 市民サービスの向上	6	SNSを活用した情報発信の拡充	複数のSNSを活用することで登録者数の増加を目指し、迅速で正確な情報を発信する。
	7	交通インフラの充実	市民のニーズに合わせた公共交通網を整備するため、市営バスの路線再編とフリー乗降を導入する。また、デマンドタクシーの運行日を拡大し、交通環境の充実を図る。
③ 次期基幹系システムの構築	8	ガバメントクラウドに向けての整備	経費の削減やセキュリティ水準の向上、災害による情報資産の喪失リスクの低減を図るため、システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行を行う。
	9	内部業務のシステム化	各課共通の内部業務(文書管理、出勤簿、休暇・休業、時間外等)についてシステム化を行い、業務の効率化を図る。

(○ 検討・調整・準備、◇ 方針・計画等策定、☆ 計画実施、⇒ 継続実施)

目標	スケジュール					所管課
	R4	R5	R6	R7	R8	
令和4年度内に実施	○ ◇ ☆	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
R4年度に実施	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	会計課
費用対効果を検証し廉価版システムも考慮しつつ導入し、コンビニ交付率が全国平均(約15%)を上回るよう推進する。	○	◇	⇒	⇒	⇒	総務課 市民環境課
オンライン申請可能な手続き数:50手続き	○	◇	☆	⇒	⇒	総務課
令和5年度に実施	○	◇ ☆	⇒	⇒	⇒	総務課
令和4年度よりLINEを本格的に運用 登録者数 1500人	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
デマンドタクシーの運行日を令和3年10月から年末年始を除く毎日に拡大済。市営バスについては、令和4年4月から新たな経路により運行するが、今後、さらに市民のニーズに合わせた公共交通を探っていく。	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	市民環境課
令和7年度末に移行	○	○	◇	☆	⇒	総務課
令和4年度に構築、令和5年度から実施	◇	☆	⇒	⇒	⇒	総務課

プログラム	No.	取組項目	取組内容
① 健全な財政運営	10	市債残高の削減	歳出削減に努めるとともに将来の負担軽減のため、市債残高の抑制を図る。 また健全化判断比率の動向に留意し、健全な財政運営に努める。
	11	公共施設等整備基金等の計画的な積立	村山市公共施設等総合管理計画及びアクションプランを基に、今後の施設整備等に必要となる額を計画的に積み立てる。
	12	公共施設等の保有総量縮小の検討	村山市公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設全体について今後のあり方などを調査整理し、縮小対象施設の検討を行う。
	13	省エネルギーの推進	村山市地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガスの排出削減（電気使用量と燃料使用量の削減など）に取り組む。
② 歳入の確保	14	ふるさと納税の推進	ふるさと納税による自主財源の確保及びふるさと納税制度を活用した特産品のPRや地域産業の活性化を図る。
	15	宅地整備の推進	定住人口の拡大と市有地有効活用のため、旧葉山中学校跡地において宅地整備を行う。
	16	工業団地整備の推進	南原工業集積地周辺に、企業誘致の受け皿となる新たな工業団地を整備する。
	17	未利用財産の有効活用	市有地の処分・貸付、不用物品の売払いにより未利用財産の有効活用を図る。
	18	収納率の向上	①納税体制の強化 ・職員や納税相談員による訪問催告や夜間催告、SMS催告を定期的実施する。 ・徴収アドバイザー制度の活用、税務専門職としての能力向上に向けた研修実施などの体制強化を行う。 ②納税環境の整備 ・日曜市役所における分納や納税相談の実施により、納税しやすい環境を整備する。 ・スマホ決済やQRコード決済等の納税手段の拡充を行う。 ・口座振替受付サービスにより口座振替率を向上させる ③早期差押え体制の構築 ・預貯金照会システムを利用し、早期の差押え体制を構築する

(○ 検討・調整・準備、◇ 方針・計画等策定、☆ 計画実施、⇒ 継続実施)

目標	スケジュール					所管課
	R4	R5	R6	R7	R8	
財政健全化指標が悪化傾向にならないよう市債発行を管理していく。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
今後の施設整備等に必要となる額を見込、基金に積立をしておく。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
令和4年度より調査方法の検討と調査を実施し、縮小等対象施設の検討を行う。	○	◇	☆	⇒	⇒	政策推進課
令和6年度7.5%削減	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	市民環境課
18億円以上/年度	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	政策推進課
令和4年度に5区画分の宅地造成及び道路等の周辺施設の整備を行う。 またニーズを踏まえ、計画的に造成を計画していく。	☆	○	○	○	○	財政課
R4年度から実施	○ ◇ ☆	⇒	⇒	⇒	⇒	商工観光課
令和4年度からも継続実施。 また未利用公共施設については計画的に解体を実施していく。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
滞納額の縮減	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	税務課

プログラム	No.	取組項目	取組内容
③ 民間活力の導入	19	指定管理・民間委託等の推進	【公設民営施設を民設民営施設へ移行】 将来、施設の更新が見込まれる統合保育園(はやま認定こども園)について、民設民営施設への移行を検討する。
	20	指定管理・民間委託等の推進	【市営住宅・定住促進住宅の管理委託】 市営住宅等の募集・入退去・家賃収納及び修繕等の維持管理業務等について、外部委託を行う。
	21	指定管理・民間委託等の推進	【給食実施方式の見直し】 ①富本小調理業務の民営化を検討する。(地域内認定こども園の統合により、親子給食が終了) ②今後の生徒数の見込みなどを踏まえ、西郷小についても調理業務の民営化を検討する。
	22	指定管理・民間委託等の推進	【アウトソーシングの検討】 民間事業者のスキルを活かし、行政運営の効率化を図るため、定型的業務や庶務業務を含めた事務事業についてアウトソーシングを検討する。
	23	民間事業者の開発促進	【駅西商業施設開発促進】 補助金を交付することで民間事業者の開発を促進し、駅西エリアへの商業施設の立地を図る。
	24	民間事業者の開発促進	【住宅用地開発促進】 補助金を交付することで民間事業者の開発を促進し、本市への宅地整備の充実を図る。
	25	PPP/PFI手法の活用	民間事業者のノウハウの活用と業務効率化を推進するためPPP/PFI手法の導入を検討し、駅西エリアに集客性、採算性のある『新』道の駅を整備する。
④ 地方公営企業の経営健全化	26	水道・下水道事業経営の安定化	水道・下水道事業経営戦略に基づき、料金水準の適正化及び経営の合理化・効率化を図る。
	27	水道事業における広域連携の推進	国や県、他水道事業者の動向を踏まえつつ、人材融通・派遣、システム統合、施設管理統合の面において広域連携を検討する。

(○ 検討・調整・準備、◇ 方針・計画等策定、☆ 計画実施、⇒ 継続実施)

目標	スケジュール					所管課
	R4	R5	R6	R7	R8	
R5年度に民設民営施設への移行について、関係課内で検討会を開催する。	○	○	○	○	○	子育て支援課
R4年度中に検討を行い、R5年1月または4月から業務委託を開始する。	○ ◇ (☆)	☆	⇒	⇒	⇒	建設課
R5年度に実施	○ ◇	☆	⇒	⇒	⇒	学校教育課
税業務を中心に帳票印刷のアウトソーシングを実施する。	○ ◇	☆	⇒	⇒	⇒	総務課
駅西商業施設開発の早期実現を目指す。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	政策推進課
市街地を中心とし民間事業者による宅地整備を促進するため補助事業を実施する。	○ ◇ (☆)	⇒	⇒	⇒	⇒	建設課
R4～R5(2箇年)で新道の駅整備基本計画策定業務委託及びPPP/PFI手法の導入可能性調査を実施。	○ ◇ (☆)	⇒	⇒	⇒	⇒	建設課
平成29年策定の水道・下水道経営戦略を令和6年3月31日まで検証し改定する予定。	◇	☆	⇒	⇒	⇒	水道課
R4年度に山形県水道広域化推進プランが公表になる。それに基づき各首長により構成される広域連携等推進協議会が設置される予定。	○	○	○	○	○	水道課

プログラム	No.	取組項目	取組内容
① 人材の確保と育成	28	多様な人材の確保	複雑化・高度化する行政需要に対し、これまで以上に多様なキャリア・スキルが求められており、民間人材等専門知識を有する人材の活用に取り組む。
	29	職員の更なる資質向上	研修の充実や人事評価の反映等により、職員の能力開発を進め、行政運営上の重要な人的資源である職員一人ひとりの資質を更に向上させる。
② 多様で柔軟な働き方の推進	30	テレワークの推進	テレワークの推進を図り、時間や場所に捉われない多様な働き方の実現に取り組む。
	31	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、時間外勤務の削減や各種休暇等の取得促進について取り組む。
③ 組織・業務体制の見直し	32	定員管理の適正化	行政需要の変化や有事に迅速に対応できる人員配置を考慮し、定年延長を踏まえ、計画的に新規職員を採用し、バランスのとれた職員管理に取り組む。
	33	市民ニーズに対応した組織づくり	現行の業務量と職員体制を分析したうえで、市民ニーズに対応した組織再編に取り組む。
	34	消防業務の広域化の検討	県や近隣市町の動向を踏まえつつ、枠組みや手法を幅広く模索し広域化を検討する。

(○ 検討・調整・準備、◇ 方針・計画等策定、☆ 計画実施、⇒ 継続実施)

目標	スケジュール					所管課
	R4	R5	R6	R7	R8	
現場のニーズとキャリアスキルを持った人材とのマッチングを進めながら、必要な人材の活用を推進する。	○	○	○	⇒	⇒	総務課
専門的な研修に加えてコンプライアンス研修等の公務員業務の基礎となる研修も充実させていく。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
テレワークに加えて、サテライトオフィスの検討や出勤・退勤時間の弾力化等を検討する。	○	○	⇒	⇒	⇒	総務課
年間5日以上の子次有給休暇取得の徹底を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
新行財政改革プランに即した定員配置を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
毎年変化する市民ニーズ・社会情勢に考慮した組織再編を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
消防指令センター共同運用	○	◇	☆	⇒	⇒	消防本部

次の世代へ引き継ぐ 魅力ある村山市を創る

村山市行財政改革推進プラン2022

令和4年3月

発行 村山市政策推進課

山形県村山市中央一丁目3番6号

電話 (0237) 55-2111